

記入例

納税義務の承継に係る申告書
(兼相続人代表者指定届)

令和 〇〇 年 △ 月 □□ 日

奥出雲町長 様

届出人 住所： 仁多郡奥出雲町横田12345番地

氏名： 奥出雲 A男

電話番号： (0854) 50 - 〇〇〇〇

1 死亡した者（被相続人）の住所・氏名				
住所	仁多郡奥出雲町横田12345番地		フリガナ オクイズモ タロウ 氏名 奥出雲 太郎 亡くなられた日 相続開始年月日 令和3年8月〇〇日	
2 相続人（現所有者） ※欄が足りない場合は裏面にご記入ください。				
住所	フリガナ オクイズモ Aオ 奥出雲 A男	被相続人との続柄 子	相続分 1 — 4	電話番号 0854-50-〇〇〇〇
〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田12345番地	フリガナ オクイズモ Bオ 奥出雲 B男	子	1 — 4	0852-20-××××
〒690-0887 松江市殿町9999番地	フリガナ オクイズモ ハナコ 奥出雲 花子	妻	1 — 2	0854-50-〇〇〇〇
〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田12345番地	フリガナ 奥出雲 花子			
相続人全員の記入をお願いします。				
全員の相続分の合計が1となるようにしてください。				
3 限定承認の有無 (相続人が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認				
4 相続人（現所有者）の代表者 (相続人（現所有者）が2人以上のときは、徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができます。なお代表者が届出人と同じ場合は、右の「届出人と同じ」の文字を○で囲んでください。届出人と同じ)				
住所	フリガナ 奥出雲 A男	氏名 奥出雲 A男	電話番号 0854-50-〇〇〇〇	
〒				

※この申告（届出）は地方税法第9条及び同条の2に規定する「相続人代表者」を指定するものであるとともに、奥出雲町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を申告するものです。

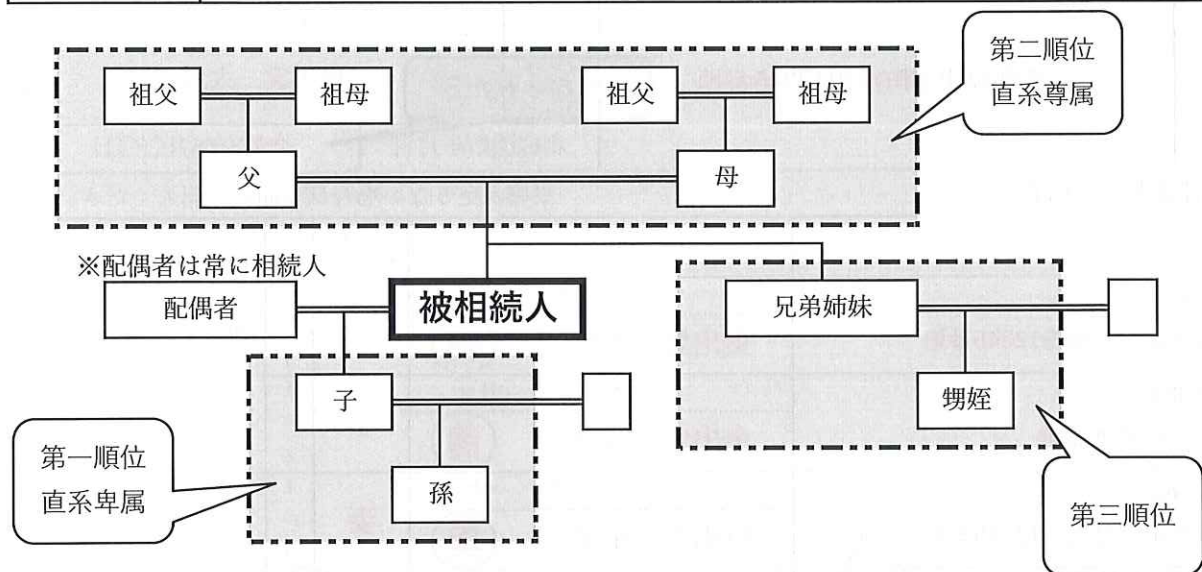
※この申告書の該当する税目に固定資産税、軽自動車税がある場合は、新たに到来する賦課期日（固定資産税は1月1日・軽自動車税は4月1日）までに所有者変更の届出等を行ってください。

なお、新たに到来する賦課期日までに届出等がない場合は、当町で納税義務者の指定をしますので、ご了承ください。

【参考】

◆法定相続人の範囲

相続人	内 容
配偶者	被相続人の夫や妻は常に相続人となります。
第一順位 直系卑属	子、子が死亡して孫がいれば孫が相続人となります。
第二順位 直系尊属	第一順位の相続人がいない場合は、父母、祖父母などの直系尊属が相続人になります。父母が死亡している場合は、祖父母が相続人となります。
第三順位 兄弟姉妹	第二順位の相続人もいない場合は、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が亡くなっていれば、その子（甥姪）が相続人となります。



◆法定相続分

相続人	法 定 相 続 分
配偶者のみ	全部
配偶者と子	配偶者 2分の1 , 子 2分の1 ※子供が複数いる場合は、1/2を頭割り。
配偶者と直系尊属	配偶者 3分の2 , 直系尊属 3分の1 ※直系尊属が複数いる場合は、1/3を頭割り。
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4分の3 , 兄弟姉妹 4分の1 ※兄弟姉妹が複数いる場合は、1/4を頭割り。 (父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の法定相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の1/2です。)
子のみ 直系尊属のみ 兄弟姉妹のみ	全部 ※同順位が複数いる場合は頭割り。 (父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の法定相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の1/2です。)

この申告書のお問い合わせ先：奥出雲町 税務課 ☎0854-52-2671